

＜第 5 次総合計画における地域のまちづくり（地域分権）＞

まちづくりを推進する視点

- ①まちづくりの起点・主役は一人ひとりの市民です。
- ②「八尾市全体のまちづくり」と「地域のまちづくり」の両方の視点で、まちづくりを進めていくことを基本とします。

基本計画（目標別計画及び地域別計画）の策定・推進

「八尾市全体のまちづくり」を、「地域のまちづくり」と連携、整合させながら進めていくため、「基本計画（目標別計画）」を「横糸」とするならば、「縦糸」にあたるものとして「基本計画（地域別計画）」を策定し、相互の関係性や連携、整合を考慮しながら、市民、地域、事業者、行政などまちづくりの多様な活動主体の連携、協働により、まちづくりを進めていくこととしました。

地域分権による「暮らしに身近な地域のまちづくり」

◆「地域分権」でめざす姿

前期基本計画期間と同様、後期基本計画期間においても地域分権を推進していくことにより、市内各地において、「それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもと協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている」状況をめざしてまいりました。

地域においては、多様な活動主体による意見交換を通じて、地域のまちづくりの方向性を取りまとめる「わがまち推進計画」の策定を通じて、地域における担い手の力を結集して地域のまちづくりを推進していく体制を確保し、必要となる活動を分かちあいながら、活動を展開していくことが期待されました。

●基本計画（地域別計画）と基本計画（目標別計画）の関係性

	基本計画（地域別計画）	基本計画（目標別計画）
計画策定の主体	行政	行政
計画の役割	各小学校校区（地域の活動の状況に応じて中学校区）を「地域」の基本単位とし、各地域の現状と方向性を明らかにするとともに、目標別計画を各地域別に編集し、取りまとめたもの	基本構想における将来都市像を実現するためのまちづくりの目標ごとに、めざす暮らしの姿や役割分担、主な取り組み、指標などを示したもの
計画の推進担当	施策担当課	施策担当課

●基本計画（地域別計画）とわがまち推進計画の関係性

	地域別計画	わがまち推進計画
計画策定の主体	行政	校区まちづくり協議会
計画の対象	「目標別計画」における目標 1 ～ 6 に基づき総合的。	各地域での話し合いにより、重点的に推進したいことなど、力を入れる目標は地域によって多様に。
計画の内容	行政が主体的に行う取り組み 地域と行政が協働して行う取り組み	地域が主体的に行う取り組み
計画の推進担当	施策担当課	校区まちづくり協議会

地域分権のこれまでの流れ

- 平成 20 年度から「地域分権」の取り組みを開始し、出張所等にコミュニティ推進スタッフ（市職員管理職）を配置した。
- 平成 21 年度に実施した「八尾市における地域分権の推進に関する調査研究」において、「校区まちづくり協議会」や「わがまち推進計画」「地域予算制度」等の地域分権の展開方策を検討した。
- 平成 22 年度に「第 5 次総合計画」を策定し、基本構想において「地域のまちづくり」を位置づけ、基本計画として「目標別計画」と「地域別計画」を位置づけた。（地域別計画を策定している自治体はほとんどない）
- 平成 23 年度より第 5 次総合計画に基づく取り組みを開始した。
- 平成 24 年度に「市民参画と協働のまちづくり基本条例」を改正し、「校区まちづくり協議会」と「わがまち推進計画」、「わがまち推進計画」に基づく行う地域のまちづくりに対する市による様々な支援を規定した。
- 平成 25 年度に全校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、住民同士の話し合いで取りまとめる「わがまち推進計画」を策定し、「まちづくり交付金」を活用した「地域のまちづくり」の活動が始まった。
- 平成 25 年度の「地域拠点あり方検証委員会」の提言を踏まえ、地域拠点の役割・機能を見直し、平成 29 年度より「たずねる・よりそう・つながる」出張所として活動を展開している。

年度	八尾市		地域	根拠法令
	総合計画	コミュニティ政策		
平成 18 (2006)年度	4 次総計 平成 13 年 ～ 22 年			市民参画と協働のまちづくり基本条例の制定
～				
平成 20 (2008)年度		コミュニティ推進スタッフ配置		5 年を超えない期間ごとに見直す規定あり
平成 21 (2009)年度	第 5 次 総計策定	八尾市における地域分権の推進に関する調査研究		
平成 22 (2010)年度			まち協準備会設立	条例評価委員会開催
平成 23 (2011)年度	5 次 総計 基本 構想 10 年	前期 基本 計画 5 年	地域まちづくり支援事業 ↓ 順次協議会へ移行	委員会提言書提出（わがまち、まち協、交付金の提案）
平成 24 (2012)年度				条例の一部改正(平成 24 年 10 月 1 日施行)
平成 25 (2013)年度			校区まちづくり交付金の活用 わがまち推進計画 [第 1 期] (3 年)	全校区協議会設立
平成 26 (2014)年度				
～			わがまち推進計画 [第 2 期] (5 年)	
平成 28 (2016)年度				条例評価委員会開催
平成 29 (2017)年度				委員会提言書提出（条文変更なし）
平成 30 (2018)年度				
～				
平成 32 (2020)年度				
平成 33 (2021)年度	6 次総計		交付金 [第 3 期]	